

仕 様 書

第1 一般的事項

- 1 当該業務は、浄化槽の最終清掃及び消毒を安全かつ的確に実施することを目的としており、受託業者（以下「業者」という。）は、細心の注意をもって誠実に実施するものとする。
- 2 この業務仕様書は、業務の大要を示すものであるため、具体的な事項については、関係者と十分協議及び協力を行い、円滑に業務を遂行するものとする。
- 3 この業務の実施に当たっては、京都府の指定した職員とあらかじめ詳細な打ち合わせを行い、京都府の業務等に支障のないように留意しなければならない。

第2 委託業務

1 業務の範囲

本仕様書は、本業務に関する次の2点の業務に適用する。

- (1) 浄化槽内の汚泥収集運搬業務
- (2) 浄化槽の洗浄及び消毒

2 業務場所

京都府立心身障害者福祉センター（城陽市中芦原）

3 浄化槽内の汚泥収集運搬業務

浄化槽内の汚泥等を収集し、城南衛生管理組合（住所：京都府八幡市八幡沢1番地）へ運搬すること。

4 浄化槽の洗浄及び消毒

浄化槽内に付着した汚泥を洗浄し、消毒を実施すること。

5 履行期間

契約の日から令和2年1月31日（金）まで
詳細な日程及び業務時間は、別途調整するものとする。

6 日程表及び工程表の作成

受託業者は、府の指定した職員と協議の上、詳細な日程表及び工程表を作成するものとする。

7 業務内容

収集運搬及び洗浄並びに消毒に必要な資材及び部品等は、業者において準備するものとする。

8 検査

運搬作業終了後、府と業者の立会のうえで、検査を行う。

9 その他

- (1) 安全対策については万全を期すこと。
- (2) 業者は、業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 府の業務時間中に行う作業は、職員及び来庁者の妨げにならないように留意すること。
- (4) 事故等緊急の事態が発生したときは、府の指定する職員に連絡するとともに直ちに必要措置を講ずること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上、これを定めるものとする。